

**第10 ガス漏れ火災警報設備**

一般社団法人日本火災報知機工業会発行の「自動火災報知設備・ガス漏れ火災報知設備工事基準書」によるほか、次によること。

**1 警戒区域**

検知区域のある2の室が直接内階段等により接続され、かつ、警戒区域の面積が500m以下となる場合にあっては、2の階にわたることができる。

**2 受信機**

自動火災報知設備2を準用すること。

**3 ガス漏れ火災警報設備の設置を要する防火対象物等**

(1) 規則第24条の2の2第1項第1号の「燃料用ガスが使用されるもの」とは、次のものをいうこと。

ア 燃焼器が設置されているもの

イ 燃焼器を接続するだけで使用可能となるように、未使用ガス栓が設置されているもの

(2) 規則第24条の2の2第1項第3号「可燃性ガスが自然発生するおそれがあるとして消防長又は消防署長が指定するもの」の取扱いについて

ア 天然ガス又はメタン発酵によってできた可燃性ガスが地中から自然発生する地域は、本市に該当地域はなく指定はしないものとする。

イ 生活廃棄物、下水汚泥等がメタン発酵し、可燃性ガスが継続発生するもの等については、当該ガスが発生する地域等が判明した場合、別途告示する。

ウ その他、防火対象物又はその部分に可燃性ガスが自然発生するおそれがある部分が存すると認められる場合は、予防課と協議すること。

エ 可燃性ガスが自然発生するおそれがあるものの指定は、消防長が行うものとする。